

# 金大特別枠医師のキャリア形成プログラムについて

## ■知事指定医療機関

病院区分		病院数	病院名
A 能登北部 <sup>(注)</sup>		4病院	市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院
B 能登北部以外	能登中部 <sup>(注)</sup>	5病院	公立能登総合病院、町立富来病院、公立羽咋病院、町立宝達志水病院、恵寿総合病院
	石川中央	4病院	金沢市立病院、公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、公立河北中央病院
	南加賀 <sup>(注)</sup>	3病院	小松市民病院、加賀市医療センター、能美市立病院
C 三次病院(専門研修)		5病院	金沢大学附属病院、金沢医科大学病院、県立中央病院、県立こころの病院、金沢医療センター

(注)能登北部、能登中部、南加賀の3医療圏は、人口10万対医師数が全国平均を下回る地域

## ■勤務パターン

能登北部等の勤務で幅広い診療能力を身につけた上で、地域の基幹病院での勤務や大学病院等での専門研修など、様々な病院を経験することにより、「地域貢献+専門医取得」の両立を図る。

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配置先	金沢大学附属病院		A 能登北部	医師不足状況を踏まえつつ A. 能登北部 B. 能登北部以外に勤務 C. 三次病院に勤務(専門研修)		C 三次病院		医師不足状況を踏まえつつ A. 能登北部 B. 能登北部以外に勤務 C. 三次病院に勤務(専門研修)	
主に従事する診療科	(初期臨床研修)		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、内科(総合診療)</li> <li>【不足診療科<sup>(注)</sup>の場合】</li> <li>・専門研修を前倒しするなど、早めに希望する診療科に従事できるよう配慮</li> </ul> (注)当面、産科・小児科・麻酔科・外科・救命救急科、脳神経外科等を想定			<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、希望する診療科(専門研修)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、内科(総合診療)</li> <li>【不足診療科<sup>(注)</sup>の場合】</li> <li>・専門研修を前倒しするなど、早めに希望する診療科に従事できるよう配慮</li> </ul> (注)当面、産科・小児科・麻酔科・外科・救命救急科、脳神経外科等を想定	

○内科や不足診療科(外科、脳神経外科、小児科・産婦人科・麻酔科・救命救急科等)の標準的なキャリアプラン

義務年限	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
配置先	金沢大学附属病院		原則、能登北部	専門研修			原則、能登北部		

「A 能登北部」または「B 能登北部以外」に5年勤務(うち、医師の確保を特に図るべき区域等(石川中央以外の医療圏)に4年勤務)

※原則、2年間能登北部で勤務するが、不足診療科に限り、能登北部病院の配置要望の状況によっては、能登北部以外の勤務を認める(能登北部勤務とみなす)場合がある。

# 金大特別枠医師のキャリア形成プログラムについて

## 1. 初期臨床研修（義務年限2年）

○金沢大学附属病院を基幹病院とする初期臨床研修プログラムを選択する。

※診療科を特定する特別コースの選択も可能だが、研修後の指定医療機関において必ずしも選択した診療科に従事するとは限らないので、幅広い診療能力を身につけておくことが望まれる。

## 2. 初期臨床研修修了後の勤務先（義務年限7年）

○指定医療機関での7年間の勤務のうち、原則、三次医療機関での勤務は2年以内、能登北部を含む医師の確保を特に図るべき区域等（以下「医師不足地域」という。）での勤務は概ね4年を目途に調整する。

（専門研修など）

- ・卒後3年目は、原則、能登北部の指定医療機関(A群)での勤務とし、地域医療に貢献しつつ、幅広い診療能力を身に付ける。
- ・医師不足診療科の希望者など、専門医の取得後、能登北部を含む医師不足地域の指定医療機関において、当該診療科に従事することが期待される場合、三次医療機関(C群)の勤務を、卒後4年目に前倒しするなど、専門医の早期取得に配慮する。（注）修学資金貸与時には、3次医療機関の勤務は、卒後6年目・7年目を想定
- ・専門医の取得を希望する場合、金沢大学附属病院など県内の指定医療機関が基幹病院となっている「専門研修プログラム」を活用することが望まれる（別添参照）。
- ・専門研修プログラムの一貫として、県内の連携医療機関(医師不足地域の臨床研修病院)に勤務する場合、指定医療機関での勤務とみなす。
- ・専門研修は、専門医取得後に指定医療機関における勤務が可能であることを、金大特別枠医師、プログラム責任者、地域医療支援センターで確認の上で開始する。（専門医を早期に取得しても、指定医療機関における勤務が困難になると予測される場合には、専門研修の開始時期の先送りを検討する。）

## 3. 個人都合による中断

○以下の項目について、知事が必要と認めたときは、義務履行を中断できるものとする。

・専門医の取得・更新

→研修期間が4年以上の診療科や、医師不足地域の連携施設が少ない診療科については、専門研修期間中の中断があり得る。

・その他

## 4. やむを得ない事由による中断

○疾病、災害、その他のやむを得ない理由(育児・介護休業等)により業務に従事することができなかった期間は、業務従事期間に算入しないものとする。